

令和元年度「学生ボランティアサークル助成事業」要項

1 目的

本事業は、主に肢体不自由児を対象としてボランティア活動をしている学生ボランティアサークルに対して助成を行い、肢体不自由児の援護を図ることを目的とする。

2 実施主体

公益財団法人新潟県肢体不自由児協会

3 助成対象

主に肢体不自由児を対象に活動している県内の大学、短期大学及び医療・教育・社会福祉・看護系専門学校の学生ボランティアサークルのうち、下記に該当するもの。

- ① 会員数 5人以上
- ② 活動回数 主に肢体不自由児を対象とした活動を年間6回程度以上行っており、かつ1回の活動人数がおおむね3人以上であること。
- ③ 助成の対象となる活動内容
 - ア 手足の機能回復訓練の補助
 - イ 社会性の育成の助長
 - ウ 学習指導
 - エ レクリエーション活動
 - オ 外出時の介助
 - カ 身の回りの世話
 - キ その他必要な援助

※学生同士の交流を深めるための活動などは助成の対象としない。

4 助成額 1サークルあたり5万円以内

5 申請方法及び提出期限

別紙『助成金申請書等の作成について』に基づき書類を作成し、**令和元年6月14日(金)必着**で提出すること。また、別途活動案内等詳細のわかるものがあれば、申請時に添付すること。

6 助成の決定について

本協会は、適当と認めたサークルに対し7月上旬頃交付決定し、助成金を振込(サークル名義の口座がある場合)または現金書留にて送金する。

助成対象となったサークルは、助成額を確定させるため、今年度実施計画の終了後、事業実施報告書や活動の分かる写真、事業にかかった経費全ての領収書(コピー可)、交通費等算出にあたり、ガソリン代のレシートや公共交通機関の場合は乗車駅・降車駅・運賃等を記入したものを本協会に提出すること。ただし、支出が助成金より上回った場合、提出する領収書等は助成金の範囲内とする。

7 その他

実施報告書が提出されない場合、本協会の助成金額よりも本協会の助成対象事業のための支出が下回った場合、助成対象事業以外の目的に使用したと認められる場合は、助成金の一部または全額を返還させることがある。

サークルの卒業生へのプレゼント等は助成対象外となるので、主に肢体不自由児とのレクリエーション活動等に支出をすること。

助成金申請書等の作成について

1 助成金申請に必要な書類

①～③の内容を記載した書類を作成し、提出する。
(参考として様式1-1及び様式1-2を添付したが、必要事項が書いてあれば様式は問わない。また、①～③を1つの書類として作成しても可。
なお、当協会の様式はホームページからダウンロード可能))

①令和元年度学生ボランティアサークル実施計画書

- ・学校名、サークル名及び代表者名
- ・代表者連絡先
- ・活動予定月日
- ・会員数
- ・主な活動内容（PR等）
- ・年間活動回数及び1回に参加する人数（主に肢体不自由児を対象にした活動とそれ以外を分けて記載）

②令和元年度年間活動計画書（すでに終了しているものも含む）

- ・活動予定月日
- ・活動場所
- ・活動内容
- ・対象児者（所属等があれば記載）
- ・参加人数
- ・参加サークル会員数

③令和元年度活動予算書

- ・年間活動費の合計
- ・肢体不自由児を対象とした活動にかかる費用と内訳
- ・本協会からの助成金
- ・他から助成金を受けている場合その名称と金額

2 助成金額の確定のための提出書類

交付決定を受けた団体は当該年度の事業終了後、令和2年3月27日（金）（必着）までに以下の書類をすみやかに提出すること

①令和元年度事業実施報告書

様式は年間活動実施計画書と同様の書式で可。（実際の活動内容及び変更して実施した活動内容を記載する。）

②決算書及び領収書等（コピー可）

本協会からの助成金を必ず収入欄に記載し、支出は主に肢体不自由児を対象にした活動費とそれ以外の活動費を分けて記載する。

支出が助成金の範囲を上回った場合、提出する領収書は助成金の範囲内とする。（その場合、実施報告書は年間活動の全てを記載すること）

注1）本協会以外から助成金を受けている場合は、その額も含めて収入に計上すること。

注2）本協会からの助成金額よりも支出が下回った場合は、差額分を額の確定後、本協会へ返金すること。

注3）助成対象事業以外の目的に使用したと認められる場合は、助成金の一部または全額を返還させることがある。